

～「宿泊キャンセル保険」付きの 旅行商品をご購入の方へ～

補償のしおり

- * このたびご購入いただいた旅行商品には、AWPチケットガード少額短期保険株式会社（以下「弊社」といいます）の提供する「宿泊キャンセル保険」（正式名称：旅行キャンセル費用補償保険（宿泊等））が自動付帯されております。
- * 万が一、下記「保険金が支払われる場合」に該当してチェックインできず宿泊施設が不使用となった場合はキャンセル費用が補償されますので、所定の方法により保険金をご請求ください。

1 保険金が支払われる場合

補償期間中に生じた以下のような事由を直接の原因として、宿泊予定者の方が宿泊施設等が定めたチェックインの刻限までにチェックインを行わず、当該旅行の対象となる宿泊施設が不使用となった場合に、キャンセル料が保険金として支払われます。

① 宿泊予定者の病気・ケガによる入院・通院

- ・入院：宿泊予定者が、傷害または疾病を直接の原因として、チェックイン当日に入院中（*1）もしくはチェックイン日から遡って30日以内（チェックイン日を含む）に継続して3日以上入院した場合
- ・通院：宿泊予定者が、チェックイン日当日に発病しもしくは発病していた疾病、または、チェックイン日当日に被ったもしくは被っていた傷害により、チェックイン日の前後1日以内に通院した場合



② ご家族の病気・ケガによる入院・通院

- ・入院：宿泊予定者の配偶者（*2）または1親等の親族（親または子）が疾病または傷害によってチェックイン日当日に入院中であった場合において、宿泊予定者による看護・介護が必要となったとき。
- ・通院：宿泊予定者の配偶者（*2）または同居の1親等の親族（親または子）が、チェックイン日当日に発病し、もしくは発病していた疾病、または、チェックイン日当日に被った、もしくは被っていた傷害により、当該親族がチェックイン日前後1日以内に通院した場合において、宿泊予定者による看護・介護が必要となったとき。



③ 宿泊予定者またはご親族の死亡

- ・宿泊予定者が補償期間内に死亡（*3）した場合
- ・チェックイン日から遡って7日以内（チェックイン日を含む）に、宿泊予定者の配偶者または3親等以内の親族（*4）が死亡した場合



④ 当日の交通機関の運休・遅延

宿泊予定者が、チェックインのために当該旅行の対象となる宿泊施設へ向かう際に利用する公共交通機関（*5）に運休、欠航、または2時間以上の遅延が発生した場合



⑤ 火災・災害による家屋損壊等

チェックイン日から遡って30日以内（チェックイン日を含む）に、宿泊予定者の平時居住している家屋が、火災、落雷、破裂または爆発（*6）、台風、せん風、暴風、暴風雨等の風災（*7）、ひょう災または豪雪、雪崩等の雪災、水災（*8）等により家屋または家屋の一部が損壊（*9）を受けた場合



⑥ 裁判員に選任された場合

宿泊予定者が、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）に定める裁判員または補充裁判員に選任され、チェックイン日からチェックアウトまでの間に裁判所へ出廷することになった場合



⑦ 急な出張

宿泊予定者が、勤務先の出張命令者の命令にしたがって勤務先業務のために、国外への業務出張（*10）または国内の宿泊を伴う業務出張（*11）をする場合で、チェックイン日が業務出張の開始日から業務出張の終了日の間に含まれるとき。



⑧同じご予約内の2客室が不使用となる場合

1つのご予約で2つ以上の客室が予約されている場合で、宿泊予定者の内の1人に①から⑦までの事由が発生し、補償対象の宿泊施設が不使用となったことを直接の原因として保険金が支払われる場合において、当該宿泊予定者と同一予約内の他の宿泊予定者が利用予定であった他の客室も不使用となった場合。ただし、当該事由で保険金が支払われるのは、事由が発生した宿泊予定者が利用予定だった客室に加え同行を予定していた者が利用予定だった1客室分までとします。



- (*1) 他の病院または診療所に移転した場合は、移転のために必要とした期間は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のため医師が必要と認めた場合に限りです。
- (*2) 配偶者には、事実上ないし社会通念上の配偶者と認められる者（内縁関係にある者）も含まれます。（「内縁」とは、婚姻意志をもって同居し、実質的には夫婦同様の共同生活を送っているが、法の定める婚姻の届け出をしていないため法的には婚姻として取り扱われない「事実上の夫婦関係」をさします。）ただし、事由発生日からその日を含めて30日以内に記名被保険者が婚姻の届出をした場合には、その配偶者を保険事故発生時においても配偶者であったものとみなします。
- (*3) 宿泊予定者の搭乗している航空機もしくは船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機もしくは船舶が行方不明となった日または遭難した日または遭難した日からチェックイン当日までに宿泊予定者が発見されないときは、その航空機もしくは船舶が行方不明となった日または遭難した日に、宿泊予定者が死亡したものと推定します。
- (*4) 「3親等」等の続柄は、事由が生じた時点におけるものをいいます。
- (*5) 航空機、船舶、車両等の交通機関のうち運行時刻が定められているものをさします。
- (*6) 気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
- (*7) 台風、せん風、暴風、暴風雨等によって生じた事故をいいます。ただし、こう水、高潮等によって生じた事故を除きます。
- (*8) 台風、暴風雨、豪雨等によるこう水・融雪こう水・高潮・土砂崩れ等によって生じた事故をいいます。
- (*9) 滅失、汚損、破損等をいい、消防または避難に必要な処置によって家屋または家財について生じた損害を含みます。
- (*10) 勤務先の出張命令者の命令による、日本国を起点とする日本国外への業務出張をいい、日本を出国してから帰国するまでの期間が3ヶ月以下のものをいいます。
- (*11) 勤務先の出張命令者の命令による、宿泊施設への宿泊を伴う勤務先の業務出張をいいます。

上記⑧での保険金請求における注意事項

- *不使用となった複数の客室は同一の予約内であることが条件です。
- *⑧の事由保険金をお支払いできるのは、事由が発生した宿泊予定者が利用予定だった客室に同伴を予定していた者が利用予定だった1客室分までとします。
- *⑧の事由単独での保険金請求はできません。元の事由による保険金請求手続きが先に行われているか、まとめて2客室分請求いただく必要があります。
- *元の事由による保険金がお支払いできない場合は、それと関連する他方の客室分につきましても保険金をお支払いできません。

2 保険金請求手続き

- ① 1「保険金が支払われる場合」に掲げられた事由により、宿泊施設を使用しなかった場合は、予定されていたチェックイン日以降に弊社ホームページからご連絡ください。
- ② 1「保険金が支払われる場合」に掲げられた事由が発生した場合、キャンセル費用（旅行業者等から払戻しを受けられない費用、取消料、違約料等）を確認できる領収書または精算書等の書類をご提出いただく必要がありますので、予約確認書、旅行業者からの予約確認のメール、キャンセル料の領収書等は処分せず、保険金請求手続き完了まで大切に保管してください。
- ③ 保険金請求からお支払いまでの流れは以下の通りです。

保険金請求からお支払いまでの流れ

※チェックイン日以降にお手続き可能となります。

- ① マイページにログイン
- ② 該当のご旅行の下に表示されている【保険金の請求へ】ボタンをクリック
- ③ 画面の案内にしたがい、必要事項を入力してください。
- ④ ご自身で必要書類を印刷し署名
- ⑤ 保険金請求書等の必要書類一式をまとめて封筒へ
- ⑥ ポストに投函
- ⑦ 弊社で書類受領後



保険金請求にあたって

- * ご請求手続きにあたっては、インターネットで保険金請求を完了後、必要書類をご郵送ください。
- * 被保険者の方が保険金の請求手続きを行うことができます。

- ① 旅行会社、宿泊施設等から返戻されず、損害となった支出を証明する領収書または精算書（原本。コピー不可。②で代用できる場合は不要）
- ② 旅行会社、宿泊施設等から発行された宿泊券または予約確認書の原本（宿泊代金の支払い明細が確認できるもの）
- ③ 保険金請求書（インターネットから必要事項を入力し印刷してください。ご署名必須）
- ④ 各事由ごとに弊社が定めた書類（例：医療機関による診断書など。詳細は約款別表1を参照してください。）

- * 必要書類が全て揃い、弊社が保険金をお支払いすることができると判断した段階で保険金のお支払いが確定します。
- * 保険金をお支払いするにあたり、弊社から関係者および関係機関への照会をさせていただく場合があります。予めご了承ください。
- * 保険金をお振込みする口座は、保険金を請求する被保険者のご名義のものをご指定ください。

3 お客様窓口

保険の内容に関するご意見・ご要望は弊社下記窓口までお申し出ください。

AWP チケットガード 少額短期保険株式会社

よくある質問：<https://www.ticketguard.jp/>

03-5783-7874

受付時間／平日（土日祝日年末年始を除く） 10：00～17：30

4 保険金が支払われない主な場合

- ① 被保険者の故意
- ② 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額についてはこの規定は適用しません。
- ③ 被保険者の犯罪行為、または闘争行為
- ④ 被保険者が法令に定められた運転資格を持たず、または酒に酔った状態もしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- ⑤ 地震もしくは噴火、またはこれらによる津波
- ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
- ⑦ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性、またはこれらの特性による事故
- ⑧ ⑤～⑦の事由に随伴して生じた事故による傷害、疾病またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故による傷害もしくは疾病
- ⑨ ⑦以外の放射線照射、または放射線汚染
- ⑩ 旅行者、宿泊施設等が予め定める宿泊基準等を満たしておらず、宿泊できなかった場合
- ⑪ 弊社は、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」をいいます。）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないものによって「保険金をお支払いする場合」の①⑥⑦のいずれかに該当したことにより、記名被保険者が被った損害に対しては、その症状の原因が何であるかにかかわらず保険金を支払いません。

5 個人情報の取扱いに関するご案内

弊社は、本契約に関する個人情報（過去に取得したものを含みます）を、保険引受けの判断、本契約の管理・履行、他の保険等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑧の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ① 保険契約の適正な引受け、維持管理、保険金のお支払い
- ② 委託先（代理店を含む）のサービスの案内・提供
- ③ 弊社業務・商品・サービスに関する情報提供、運営管理および商品・サービスの充実
- ④ 弊社が有する債権の回収
- ⑤ 弊社または弊社代理店が提供する商品・サービス等に関するアンケートの実施
- ⑥ 市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による新たな商品・サービスの開発
- ⑦ 問い合わせ・依頼等への対応
- ⑧ その他上記目的に関連・付随する業務ならびにお客様とのお取引および弊社の業務運営を適切かつ円滑に履行する為に行う業務
また弊社は、本保険の契約または保険金支払において、保険契約者または被保険者から個人番号および特定個人情報のいわゆるマイナンバーの情報を取得することはありません。

個人情報（個人番号および特定個人情報を含む）の取扱いについては、弊社ホームページ（<https://www.ticketguard.jp/>）をご参照ください。

6 支払時情報交換制度

弊社は、（社）日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険会社等の社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページ（<http://www.shogakutanki.jp/>）をご参照ください。

7 その他ご注意いただきたいこと

- ① 宿泊施設代金の決済完了後、加入者確認証が発行されます。発行にあたってはご購入者の登録メールアドレスに電子メールにてご通知しますので、ダウンロードの上ご確認ください。
- ② この保険は、旅行等が中止になった場合の旅行代金を補償するものではありません。
- ③ チェックイン日を変更した場合、補償の対象となる「チェックイン日」はご変更後のチェックイン日となります。（元のチェックイン日は補償の対象となりませんのでご注意ください。）
- ④ チェックイン日を変更した場合、弊社が補償する金額は当初予約した際の宿泊代金（元の保険金額）となります。変更手数料や再購入に要した差額等は補償の対象外となります。
- ⑤ 弊社との間で問題解決できない場合には、弊社加入協会の一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」（指定紛争解決機関）に解決の申し立てをおこなうことができます。

一般社団法人 日本少額短期保険協会

電話（フリーダイヤル）：0120-82-1144

受付時間 平日9:00～12:00、13:00～17:00

（土日祝日年末年始は除く）